

長登銅山遺跡出土の銅付札木簡に関する一試論

畑 中 彩 子

はじめに

長登銅山遺跡は山口県美祢郡美東町に所在する、古代から近代の銅山採掘跡である。一九八九年から本格的な発掘調査が実施され、

その結果、採掘・製錬関連遺構が検出され、八世紀から一一世紀までの採銅・製錬所および官衙遺跡が当地に存在していたことが確認された。また、須恵器、土師器、土器、鉄製品、製錬関係遺物などとともに、八〇〇点を超える木簡が出土している。さらに、「からみ」などの成分分析の結果、長登銅山で産出し製錬された銅が、東大寺大仏造営に使用されたことが判明している。⁽¹⁾ 本稿はこの長登銅山遺跡で出土した製銅関連木簡について考察を加えるものである。

山陰・山陽地方における採銅の起源は古く、文武二年（六九八）周防国によって銅鉾が献上され（『続日本紀』文武二年九月壬午条）、安芸・長門二国から金青・緑青を献上させるなど（『同』同年同月乙酉条）、律令国家成立期当初から銅の採掘が行なわれていたことが

知られる。⁽²⁾ 長門国は『延喜式』下に「凡鑄錢年料銅鉾者、備中・長門・豊前等国、毎年採送鑄錢司。」と記すように銅の産出国であるとともに、鑄錢司が設置されており、実際に長登銅山で製錬した銅・鉛を用いて錢の鑄造が行なわれていたことが知られる。⁽³⁾ 長門鑄錢司の設置年代は不明だが、天平二年（七三〇）「周防国熊毛郡牛嶋西汀、吉敷郡達理山所出銅、試加冶練。並堪為用、便令⁽⁴⁾当国採治、以充長門鑄錢。」と、周防国内で産出した銅に冶錬を加え、長門鑄錢に送ることになっており（『続日本紀』天平二年三月丁酉条）、天平四年以前のものでされる「播磨国郡稲帳」に判官・主典・民領の名前が記されており、天平年間初頭には四等官制を取る組織として成立していたとみられる。⁽⁴⁾

長登銅山遺跡では建物の跡が確認されており、出土した墨書土器の「大家」、木簡の「大殿」という記載から、常任長官が存在する官営の採銅所であったと考えられている。⁽⁵⁾ 銅の採掘・冶錬は、天平二年の周防国の銅産出記事からもわかるように、銅山が所在する国の管理のもと行なわれていた。時代は下るが貞観十一年（八六九）

二月に採銅使が廃止された後は国宰が採進を行なうこととしている
〔日本三代実録〕貞観二年二月二〇日戊申条。八木充氏は、美祿郡
司を差出人とする下達文書が存在すること、春米などが常食用とし
て供給されていることから、美祿郡家を經由した、長門国府による
管轄であつたと述べており、⁽⁶⁾ 妥当な見解と思われる。

さて、長登銅山遺跡から出土した木簡は一九九八年段階で計八二
八点、このうち正式報告書および『木簡研究』で釈読が示されてい
るものは一五〇点余である。⁽⁷⁾ 木簡の記載内容は、食料支給に関する
もの、銅の製錬に関するもの、採銅所経営に関するものなどがあり、
文書様木簡（符）、記録木簡（出来高、上日、炭の収納簿、食料支給）、
封緘木簡、付札木簡（銅、庸米・春米）など様々な類型がある。年記
のあるものは十三点あり、「和□□年」（和銅四年カ）、「神龜三年九
月廿九日」から「天平五年」にわたり、天平年間のものが十一点あ
る。ただし、和銅・神龜の年記をもつ木簡は庸米木簡であり、製銅
に関わる木簡は天平年間が中心である。

生産された銅インゴットに付けられたと思われる木簡、いわゆる
銅付札には「太政大殿」や「節度使判官」などの銅の送付先が記さ
れており、古代の銅の流通を示す、優れた史料となっている。この
ような長登の出土木簡については八木充・佐藤信両氏が、銅山経営、
東大寺大仏造営との関わりから、その送付先について検討している。
しかし銅の製錬、工人の管理について記した横材木簡など、古代採

銅施設における生産・管理状況を極めてよく伝える木簡群であるに
もかわらず、木簡そのものの機能についての考察は不十分である。
これらの木簡の使用法を明確に分析することにより、木簡に記され
た宛先や採銅所経営を初めて理解することが可能となるのではない
か。

よつて本稿では、長登銅山遺跡で出土した製銅関連木簡（本稿で
は便宜的に「長登木簡」と呼称する）を中心に、古代官営施設で使
された木簡について、その機能に着目し、考察を加えていくことに
したい。

一 製銅関連木簡の形状と用法

1 長登製銅関連木簡研究の課題

長登銅山の製銅関連木簡は、大きく付札木簡と記録木簡の二つに
分類でき、銅の生産状況を管理・記録するために作成されたものと
考えられる。

一般に（付札）木簡は、付札と荷札に分けられ、どちらも物品に
何らかの情報を付加する役割を果たすものである。⁽¹⁰⁾ これまで平城京
などで出土した荷札木簡は、生産地ではなく、送付先（消費地）で
発見されたものであり、その荷を納入先に送付する際に、その物品
名ならびに進上者を明確化することを目的とするものであった。さ

らに、進上先で保管・分類するために改めて整理用の付札が作成され、付けられたことが指摘されている。⁽¹⁾一方長登出土の銅付札は、木簡そのものの成形が採銅所で行なわれたかは不明だが、少なくとも記載の文字は長登で書かれたものと考えられる。これらは銅の生産現場で付けられ、取り外された木簡として、非常に興味深い題材である。貢進物の荷札については、郡家段階で作成されたとする今泉隆雄氏の説と、⁽¹²⁾国・郡とその下の郷で作成されたものも存在するという東野治之氏の説がある。⁽¹³⁾荷札と付札の違いはあるが、長登木簡のように生産の現場で記入するものがあることも併せて考える必要があるだろう。

記録・出納に関する木簡については、長屋王家木簡を題材に、機能面からの分析が渡辺晃宏氏、森公章氏、勝浦令子氏などによってなされている。⁽¹⁴⁾詳細は長登木簡と併せて後述するが、生産や出納の管理という側面で長登木簡と共通点が見出せる。記録木簡の記載内容や形状は多岐にわたり、これらの木簡を個別に分析するとともに、複数の形状の木簡を組み合わせて利用した可能性を考えなければならぬ。

さらに「正倉院文書」などの紙の文書と木簡との比較が山口英男氏によって整理されるなど、⁽¹⁵⁾紙・木簡ともに、機能論としての検討が注目されている。山口氏は、正倉院の写経所文書には発信者のもとに置かれたまま受信者に送達されることのない文書個体としての

「移動しない」文書があることから、木簡においても「移動しない」文書がかなりの割合で含まれている可能性を指摘している。長登の銅付札木簡は、明らかに銅山で使用され、破棄されたものであるから、「移動しない」木簡であるといえる。しかし、銅付札は何かの偶然で「移動しなかった」ものか、始めから「移動しない」ことを予定した木簡であったかについては考察する必要がある。たとえば銅の生産量を記した木簡は、銅山での管理・整理に使用されたものとみられるが、一方で消費地に輸送されていた銅にはどのような札が付属していたのかという、新たな疑問も生じてくる。

そこで、長登採銅所で使用された製銅関係の主な木簡をA～Fに分類し、まずは個別にその用途について述べる。その上で相互の使用状況を関連付けて論じることにする。

2 木簡の分類と用途

A 銅付札（銅付札A）

銅付札には大きく二種類のものがある（表1）。ここで銅付札Aとしたのは、製鍊された銅インゴットにまず最初に付けたとみられる付札である。木簡の形態は上部左右に切り込みを入れ、底辺を水平に成形した〇三二型式が大半を占める。なお、銅は「枚」と表現されるように、板状のものであったと考えられている。⁽¹⁶⁾

(1) 「〈下神マ小嶋廿二斤枚二下□〉」 164・27・6 030 「長登一五四」
七月十日

- ・文字が不明瞭なもの、完形ではないものは一部省略した。
- ・釈文及び寸法は原則として「長登銅山跡出土木簡図録」に拠る。
- ・対応番号は本文の中で使用した番号である。

[illegible]

長登銅山遺跡出土の銅付札木簡に関する一試論

そ の 他						銅 付									
②④	②③	③③	③②	③④	②⑤				②②	②⑦	⑦				
左官膳大伴□〔臣カ〕□ 二□〔俣カ〕郷銭司料	少目殿	調銅	調銅	官布直	□〔左カ〕宮乙□ □〔官カ〕□□□	□□麻□ □□□ □□□〔司カ〕	豊前門司 □□□〔司カ〕	家原殿 □□〔掾殿カ〕	太政大殿 □□〔判官カ〕犬甘殿	大庭□〔人カ〕	大庭□〔人カ〕	□〔官カ〕□□	□〔官カ〕□□	□〔官カ〕□□	□〔官カ〕□□
野身連国持借子野身連				膳大伴廣玉女 皆麻呂 未選	安曇石田	日下マ嶋足 日置マ忍万呂		額田部□□ □□□□	杖マ勝万呂 □□五百□×	□□首大万呂	日下マ色夫 □□〔土師カ〕廣井	額田部廣□	万呂	鞆マ□□□	
					功外 一二月二八日 一二月二九日						五月功カ 六月功 二月功	一〇月	二月功	七月功	
三七	五	九三	一〇七	八五	五二	九二	二〇カ	三七	四〇	一七	五三	三五	三〇	六六	四二カ
	一		二	三	三	一	一	一	三		一	二	二	二	一
〇三二	〇三二	〇三九	〇三二	〇三二	〇三二	〇三二	〇三二	〇三二	〇三九	〇三九	〇三二	〇三二	〇三二	〇三九	〇三二
					上						上				上
八二	四九五	三八五	一九二	五五七	三七二	三四六	三三九	八六	六四	八五	三八九	四六三	三九九	一九七	四五二
一四五×二三×八	二〇四×三八×八	(一一二)×(一八)×五	一三九×四〇×六	一五七×三三×九	一一一×二七×七	一五九×三三×五	一五〇×三一×六	一三八×一八×六	一六三×三九×五	一三四×二八×五	一三〇×二五×八	一六九×三四×六	一八二×三五×七	一八二×三五×七	(一一〇)×二五×八
	下部破損														

(2)・「☐大神直都々美」

・「☐百十五斤枚」 99・24・9 032 [長登一一八(本稿図3)]

(3)・「☐」

・「☐額田¹⁷万呂 十月九日」 189・33・7 032 [長登一五三]

宛所は明記されず、記載内容は木簡によって多少のばらつきが認められるが、基本的には(A)工人名「製鍊を担当した鑄工名」、(B)製銅の重量「¹⁸斤」、(C)数量「枚」が共通記載事項となっており、木簡の片面のみに記載されるもの(1)と、両面に記載されるものがある(2)(3)。また、(D)月日が記される場合もある(1)(3)。一般に都で出土した付札には、整理・分類のために物品名が記されることがほとんどだが、¹⁹ここでは生産物が銅に限定されるためか、通常の付札とは異なり物品名は記されていない。

いずれも基本的情報である鑄工名および銅の重量・枚数を、銅インゴットに付加するものと考えられるが、情報量は最低限であり、出土点数も少ない。鑄工名は、省略せずに姓名を記載し、大神直都々美のようにカバネを記載する例もある(2)。月日は、製銅完了日とみるか、管理部門提出日か、進上先への送付日かは不明だが、採銅所で出土したものについては、前二者のいずれか(もしくはこれらは同日か)だと判断すべきだろう。

B 宛先記載銅付札(銅付札B)

宛先を明記する銅付札である。

(4)・「☐家原殿^{冊カ}斤枚」

・「☐^上マ牛麻呂九月功」

141・33・5 032 [長登二四四]

(5)・「☐豊前門司^上五十七斤枚」

・「☐秦マ酒手三月功^上」

141・32・7 032 [長登三九一]

(6)・「☐大殿七十二斤枚」

・「☐日下マ色夫七月功^上」

127・29・7 032 [長登八九(本稿図3)]

(7)・「☐冊斤枚」

・「☐日下マ色夫五^{功カ}」

138・35・5 032 [長登二六五]

宛先を記載したこれらの木簡は、長登銅付札の大半を占め、大切にⅢC区2T、4TAまたはⅡC3Ⅰ5Tという近接した大溝を中心に出土し、ほぼ一括して投棄されたと考えられている。²⁰木簡の形態は銅付札Aと同様〇三二型式であり、長さはおよそ一五〇ミリ前後、幅は三〇ミリ前後とほぼ一定しており、厚さが六〜八ミリとやや厚めな点が特徴であり、かなり規格化されたものであったことが推測できる。長登木簡の銅付札に厚みがあるのは、堅固な金属に付

属するため、重みによる札の破損を防ぐためであろう。⁽²¹⁾

内容は (A) 宛先、(B) 製銅の重量「斤」、(C) 数量「枚」、
(D) 鑄工名、(E) 功であり、片面に「宛先 ○斤○枚」、も
う一面に「(名前) ○月功」と記載される。

冒頭に記される (A) の宛先については後述するが、(あ) 官司、
(い) 個人、(う) その他 (調・宣布直) などに分類できる。(B)
の重量は一枚あたり、十数斤から百斤、付札一枚に対する銅インゴ
ットの (C) 数量は一〜三枚の間に収まるが、原則としては銅イン
ゴット一枚に対し、一枚の付札が付けられたようである。(D) は
鑄工名を記すが、いわゆる贗貢進荷札に進上者の国郡名が明記され
るのに対し、銅付札 B にはあくまで銅付札 A と同様に姓名が記載さ
れるだけである。なお、「上東」とは造東大寺司に輸送された銅の
品質が、上品・中品・下品と記された (『大日本古文書』天平勝宝五年
所収「丹裏文書」二五―一五五―七) のと同じく、銅の質をさすもの
と思われる。

注目すべきは、この銅付札木簡では必ず送付先である宛所と製作
者名が、各面に分けて記される点である。これは各面の情報を、そ
れぞれ個別に使用するためのものと考えられる。例えば年月日を記
さず、「○月功」と必ず記されることから、この札の一面が製鍊担
当者の「功」に関して用いられたと推測できる。この銅付札と類似の
記載を持つ付札の出土例は他になく、長登木簡特有のものである。

C 宛先別出来高集計簿木簡

工人二十人の歴名を列記した木簡がある。

(8)・「。 掾殿銅 大斤七百廿三斤枚卅一 小斤二千四百廿四斤」

「枚八十四 朝廷不申銅 天平二年六月廿二日」

・「
大津郡 借子 日置若手 語積手 凡海マ乙万呂
日置比穀 弓削マ小人 凡海マ勝万呂
下神マ乎自止 語マ豊田 日置マ根手
日置百足 三隅 凡海マ末呂 下神マ根足
日置小廣 凡海マ恵得 凡海マ小廣

凡海マ袁西
日置マ廣手
日置マ比呂
凡海マ末呂
凡海マ末呂

030.140.9 011「長登 三四二」(本稿図1)

※写真により一部釈文を補訂

上部に穿孔が開いている長さが七〇センチ近くもある長大な木簡
であり、工人名に合点があり、収納をチェックした跡が残されている。
穿孔が木簡の上端中央ではなく、文字をよけて片側に片寄っている
ことから、文字記入後に孔があけられ、その後紐で釣りぶら下げ掲示
したものと推測できる。ただし、墨は両面ともに極めて鮮明に残っ
ていることから、ある特定の面を表にして長期間風雨に晒されたも
のではなく、一時的に掲示したものか、太陽の当たらない室内で掲示さ
れたものだろう。もしくは、紐で綴った可能性もあるが、いずれにせ
よ、表記の銅の集合体に対して付属した木簡であったのは確かである。
内容は、掾(長門国掾を指すか)宛ての銅の製鍊量をまとめたもの

であり、大津郡（長門国大津郡：長門国北西部、現長門市域）という同一の郡出身の工人が同じ宛先の銅を製錬していたことがわかる。一年分の長門国掾宛の製錬記録と考えられているが、この木簡のみからでは判断しかねる。天平二年（七三〇）六月二二日という日付をもち、銅の製錬時期を特定するのに有効な木簡である。

銅の重量は、銅インゴットの個々の重量を列記するのではなく、大・小斤毎の総計が記されている。⁽²³⁾ よって、この木簡記載の前段階で、あらかじめ他の木簡を用いて銅の集計が行なわれていたと考える必要がある。

D 個人の出来高帳簿木簡

個人の製錬量を記す、出来高を集計した帳簿の役割を果たす木簡である。



図1 宛先別出来高集計簿木簡
（『図録』341号）

(9)・「野身連百依 七十五斤枚一」
 ・「合五百十斤枚十一」
 「×百」 「中カ」 「五カ」
 天平□×⁽²⁴⁾

(10)・「五十二斤枚一」
 卅五斤枚一 七十斤枚二
 卅三斤枚一
 「□□マ□」

(233)・(21)・5 081 「長登四八二」

(9)は表面冒頭に製錬者名を記し、名前の下から裏面にかけて、斤量・枚数を記す。この工人の銅付札はみつからないが、「野身

た銅の出来高を集計せずに、そのまま列記したものであろう。(10)は「連国持」〔長登八二・三三七〕がみえる。の提出し

Bでみた個々の工人の作業報告もまた同様に、帳簿を作成して、たと推測される。例えば、日下マ色夫は(6)の大殿宛木簡では七十二斤枚一(七月功)と(7)の宛先不明木簡では三〇斤枚一(五月功)と二枚の木簡に名前がみえており、Dの集計簿のように工人毎の生産量がまとめられて、管理されたと考える。

この製銅量帳簿は、銅の斤量から見れば、一カ月分の製鍊量ではなく複数月の集計であろうか。⁽²⁵⁾(9)の木簡には「中」の記載が見えるので、下部の欠損部分に「下」品についての記載があつた可能性もある。

(9)と(10)は厳密に言えば、集計方法が異なるが、いずれも工人の出
来高をまとめたものと考えられる。

E 複数の工人の出来高帳簿木簡

さらに、複数の工人の製錬額を記した木簡も出土している。

- (11) ×麻呂百八斤枚四
 凡海マ石万呂
 百十一斤八兩枚六
 日置マ五月
 □□
 □六百五斤八兩枚四
 凡直□
 □□八斤十二兩枚四
 □
 ×□百八斤枚四
 下神マ□□百廿斤枚五
 上丁安曇マ□廿
 □
 五枚斤四巨
 「
 「

(姓欠) 麻呂、凡海マ石万呂、日置マ五月、凡直□、下神マ□□安曇マ□甘(「木簡研究」一九では「犬甘」とする)の六名の製鍊工名及び製銅量が列記される。但し、上部が欠損しており、文字の配列は整然としておらず、それぞれの工人名と銅重量の関係性が不明瞭な部分がある。いずれの姓も長登木簡に複数みえるもので、銅山において同じ氏族の人々が多く差発されていたことを物語る。

この木簡では銅の重さの単位として「両」が記載されている。『養老令』雑令1度十分条によれば、一六兩は一斤に換算される。

一人あたり百斤程度の製鍊量からみて、月額の出来高帳簿であろう。

F 横材帳簿木簡

横材の木簡には、数値、月、単位（斤・斗・枚）などが記されており、帳簿の役割を果たしていたとみられる。木簡を横向きに使用した例は、平城宮木簡や長屋王家木簡の中に見えており、その用途は主に食料の授受や支給、宛先別支出の集計に関する帳簿の役割を果たしていたと言われている。⁽²⁶⁾

- 091 【器登四〇八】

(14)



(*) 1601 [長登六三七]

長登の横材木簡は製銅関係のもの、炭に関するもの [長登六三六]、歴名 [長登五六〇] などがあり、何れも一・六～三 cm 間隔で界線が引かれている。⁽²⁷⁾ 完形に近いものもあるが、削屑も目立ち、何度も削り直して使用されたものと思われる。

木簡(12)には「月」「枚」「銅」「合」という文字がみえ、恐らく月毎の銅の集計を記したものである。⁽¹³⁾ はそれぞれの数字が銅一枚あたりの重量だろうか。この数字が宛先別か個人別の集計かは不明である。⁽¹⁴⁾ に見える「奈」を人名とみれば、個人の集計とみられる。

この木簡の数値は比較的大きく、それぞれが月額の製鍊量と考えられることから、年額を総計したもののだろう。但し単位は記されておらず、食料その他の集計簿の可能性もある。前述のように同様の内容をもつ縦形の木簡 D もあり、それらが完形であるのに対し、横材木簡は定規などに再利用された形跡があること、削屑で存在する場合が多いことから、一時的な下書きとして使用されたものと推測できる。

3 製銅関連木簡使用のモデル化

2 では製銅を管理する上で使用された A～F の木簡の機能を個別に述べたが、実際に使用するにあたりこれらの木簡はそれぞれが個

別に利用されただけでなく、相互の機能を補完する役割をはたしていたと考えられる。長屋王家木簡について考察した森公章氏は、毎月の米支給をまとめた横材木簡は、宛先部署別支給額を抜き出して宛先別に一カ月の支給を計算するのに便利であるとする。⁽²⁸⁾ そして、事務処理には「各支給時の伝票木簡」、「日毎の支出を整理した木簡」、「宛先別の支出を整理した木簡」、「邸外の各部署や荷札木簡による進上物の把握のための集計簿の木簡」、「邸外の各部署別、国別の貢進物の進上を集計した木簡」などの書類が必要であったと指摘している。

この見解を踏まえて、長登の銅関連木簡の製作意図について推論を立てておきたい。図 2 は A～F の木簡の相互関連を推論に基づき図式化したものである。

採銅所において、最初に製鍊・仕分けの段階で銅インゴットに製作者名・銅の重量・製鍊日という基本的情報を付与するのは銅付札 A である。この付札 A のついた銅インゴットがまず宛先別に分類される。據殿宛の歴名簿⁽⁸⁾ から、同一の郡出身の工人集団による銅の製鍊作業が推測できるから、製鍊された銅は一カ所にまとめて集積・保管されたと考える。この保管されている状態の時、C の宛先別集計簿のような木簡を掲示、または結びつけて、宛先を明確化しておく必要があるだろう。木簡に記された合点は、各人が銅インゴットを納めた際に書き加えられることになる。なおこの C 木簡は

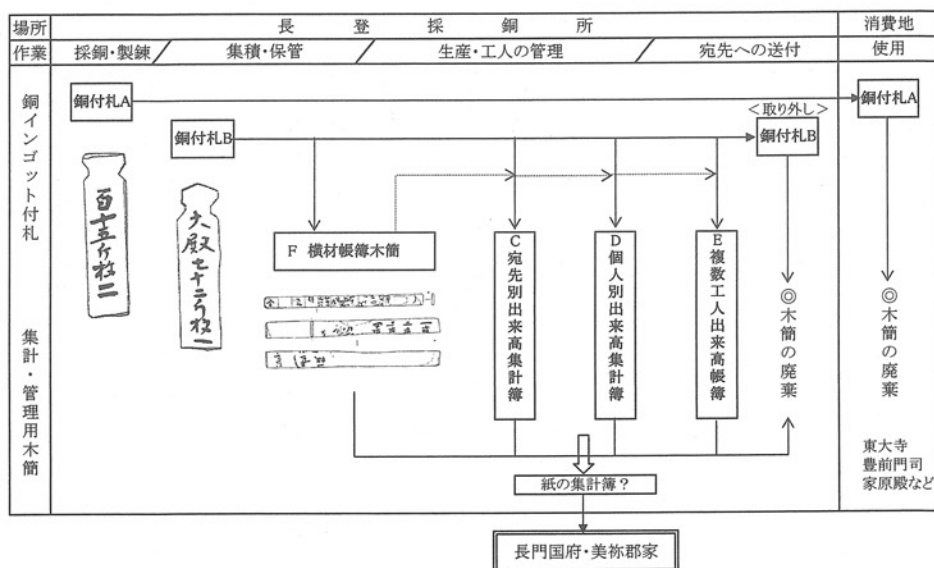


図2 銅関連木簡のモデル図

掾宛の記録帳簿としての機能をも兼ね備える。

そしてこの保管された銅インゴット毎に、銅付札Bの添付が行なわれたと考える。銅付札記載の字の運びを図録の写真で観察すると、それぞれの事項を別個に書き加えていったのではなく、同筆で記載されていることがわかる。よって、この時点ではじめて銅付札Bに記載すべき事項である宛先・製錬工名・重量・数量を確認し、新しい札を作成し、銅に結びつけたと考えられる。ただし日付はそのまま写し取るのではなく、月単位の「功」、つまり「〇月功」として記され、一月毎の生産量のチェックが行なわれたことが想起される。

製錬された銅が出荷までの程度の期間、採銅所に集積されていたかは不明だが、食料とは異なり鮮度の問題はないので、保管場所さえ許せば長期の保管は可能である。そして一定の期間の後に、それぞれの宛先に送付されることになる。この時、銅付札Bは銅インゴットとともに進上されるのではなく、採銅所ではずされ、採銅所内、あるいは関連の部署での処理に使用されることになる。工人の姓名を記すのみで本貫が記されていないのは、これらの木簡が他所へ運び出されることが期待されなかったことを示す。国郡名が記される調などの荷札木簡とは、用法が異なる木簡である。送付先へは別の札（若しくはそれをまとめた帳簿）が付けられた筈である。

山口英男氏はBの銅付札について「ある期間の鑄工の作業内容を書き留めた手実のような役割をもつ」として「鑄工手実」とでも称

しうる木簡と理解している。⁽²⁹⁾ 確かに作業記録として作成されたことがこの付札の第一の目的ではあるが、さらに積極的な使用目的があったと思う。すなわち銅付札Bは、C-Fの帳簿を記す上で必要な情報量をすべて網羅した、極めて有効な基本台帳としての役割を果たすものである。

Cの例としてあげた(8)木簡と、銅付札Bの作成の時期は、集積・保管という点を考慮すると、若干製作時期が前後する可能性はあるが、個人別に月額の銅の出来高を集計したものがDの帳簿、さらに月毎の工人集団の成績をまとめたものがEの帳簿であろう。Fの横材木簡は、削屑が多く二次利用が目立つことから、DやEの下書き、もしくは覚書のようなものであったのではなからうか。

古代の生産現場において、「モノⅡ銅」の生産、及び「労働」の管理にあたり、このような複数の形態の木簡が有機的に使用されていたのである。

二 銅付札のゆくえ

1 東大寺出土銅付札と長登木簡

これまで長登採銅所で使用され、破棄された木簡について述べてきた。しかし各送付先に送られた銅インゴットにも、銅の重量などを示す付札が付属していなければならない。

では、送付された銅にはいかなる付札が付けられたのであろうか。たとえば銅付札Bには、進上の日付は記されず、工人の月毎の「功」が記載されることから、宛所にBとまったく同じ形式の付札が銅につけられて進上されたとは考えにくい。

平城京二条大路木簡に次の銅荷札木簡がある。

(15) 「安藝国銅廿斤 枚□

(178)・21・4 031 [城三〇—七頁下]

長登採銅所の銅も、長門国を経由して進上されたと思われるので、国名を記した木簡が荷札として付けられていたと考えるのが妥当である。⁽³⁰⁾ しかし残念ながら「長門国」名を明記した銅付札は発見されていない。

そこで、東大寺の大仏造営に関わる銅関連施設で出土した銅付札に着目したい。⁽³¹⁾ 東大寺大仏殿廻廊の西方、大仏建立に関わる整地層下の自然堆積層から出土した木簡は、大仏鑄造を開始した天平一九年(七四七)九月から、大仏殿の完成した天平勝宝三年(七五二)頃のもの⁽³²⁾とみられている。また、戒壇院東側から西塔跡に抜ける小道沿いに埋め立てられた流路跡が認められ、ここからも木簡を含めた鑄造関連の廃棄物が発見されており、この流路付近で銅などの金属が集約されて精錬作業が行なわれたと考えられている。⁽³³⁾

木簡は銅の鑄造に関連するもの、特に銅付札が多数見つかったおり、長登銅付札に極めてよく似た木簡が複数出土している。

- (16)・「く語人鳥^{〔奉カ〕}□七十六斤^{〔一〕}」
 ・「く 七月廿日」
 177・34・6 032 〔防災 一七四五〕
- (17)・「く生壬マ万呂十九斤^{〔一〕}」
 ・「く十一月廿六日^{〔前大目〕}」
 138・33・5 032 〔防災 一七四六〕
- (18)・「く卅四斤^{〔天 小百二斤〕}」
 ・「く^{〔枚二〕}」
 159・35・10 032 〔防災 一七四三〕
- これらの銅付札は採銅所などの銅の送付元で付けられ、ともに消費地まで進上されてきたものか、納入先である東大寺での精錬後、もしくは整理用に改めて新しく付けられたものか判断するのが難しいので、他の東大寺の銅付札も参照することにする。
- (19)・「く右二竈^{〔投一度〕}卅一斤^{〔一〕}」
 ・「く^{〔一〕}」
 139・38・5 032 〔防災 一七八五〕
- (20)・「く卅三斤八両^{〔一〕}」
 118・17・3 032 〔防災 一七七九〕
- 竈の名称とその竈で用いられる鉱物（銅）の重量を示すもの（19）、鋳型や炉にこびりついた銅で再生された銅（20、水洗銅）に関する付札である。これらは、明らかに東大寺の精錬施設で加工された銅に付けられた整理用の付札だと考えられている。⁽³⁴⁾
- 改めて人名・斤量・枚を書き連ねた(16)～(18)木簡をみてみよう。報

告書では、東大寺木簡には「功」の文字が見られないこと、銅の枚数が異筆で記されること、日付が付されていることから、長登と東大寺の銅付札木簡は同種のものとは言い難いとしている。しかし、これは長登木簡B形式の銅付札と比較したからであって、工人名、重量、枚数、及び年月日を記すAの付札とは極めて類似する。また「^{〔一〕}」内は異筆の可能性があるというが、写真では判別できず、例え異筆だとしても、後に文字が書き加えられたことは長登銅付札Aでも十分想定できるので、この点を、両者の違いを判断する材料とすることは難しい。

長登と東大寺それぞれの木簡を並べて比べてみよう（図3）。木簡の形状はいずれも〇三二型式が多数を占め、大きさも長さ一五〇ミリ、幅三〇ミリ前後であり、比較的厚みがある点で極めてよく似ている。また写真が不鮮明なためはつきりとはいえないが、字体もよく似ており、特に「斤」の字の続け具合に共通性があるといえる。さらに東大寺木簡に見える「生壬（壬生）部」「語」姓を持つ人が長登木簡にも存在している。

(21)・「く生壬マ□足一斗五升」
 (*181・34) 4 032 〔長登四九九〕

(16)の「語人鳥」については、語部姓の人が中国地方に多く分布したことが指摘されており、長登でも「語マ豊田」が歴名木簡に⁽³⁵⁾、⁽⁸⁾「語マ足奈（長）」が習書木簡（長登五五三）にみえている。このような同一の姓が東大寺精錬施設にも存在することから、鋳造に携

わる工人の中に、長登採銅所から移動していた者が存在した可能性も想定しておくべきであろう。

このように銅の送付先である東大寺で、長登の銅付札Aと似た付札が出土していることが判明した。長登と東大寺の銅付札は、製錬（または精錬）後に、銅に最低限の基本情報を付加するという同じ使用目的を持った木簡ではなからうか。

長登の銅付札Aの中には、採銅所で外されずに銅インゴットに付けられたまま送付されたものがあつたと思う。都に送られる貢進物に送付過程の諸段階や使用目的に対応して、幾種類かの荷札木簡が同一物品につけられていたことが、彌永貞三氏や東野治之氏によって指摘されて⁽³⁶⁾おり、特に東野氏は荷札には貢進物の検収の際に取り外されるものと、最後まで残される荷札があつたことを想定している。長登の銅にも当初複数の付札木簡が付けられ、Bのみが現地で

はずされ、一部のA形式の付札が採銅所に残存したのではないか。仮にA木簡が銅と一緒に進上されたならば、進上先で廃棄されることになる。勿論、安芸国銅のように国名が記されていないこと、また現在発掘された長登木簡の年紀は天平五年が下限であり大仏造営の時期とずれるという疑問点もあるが、長登採銅所が天平年間以後も連続していること、長門の銅の造東大寺司への輸送が確実に認められることから、東大寺木簡に長登採銅所の木簡が含まれる可能性を指摘しておきたい。



長登銅付札Aの例
（『図録』118号）

長登銅付札Bの例
（『図録』89号）

東大寺銅付札の例
（『東大寺防災』1746号）

図3 長登銅付札と東大寺銅付札

2 木簡記載の宛先について

進上した銅には、A形式の銅付札が付けられていたことを前項で述べた。続いて、東大寺以外へ送られた、銅と銅付札のゆくえについて考えてみたい。

銅付札Bの記載によると、長登採銅所で製錬された銅の宛先は長門国司、鑄銭司、中央貴族と様々であり、採銅所において明確に銅の納入先が認識されていたことが注目される。中西康裕氏は交易雑物の京進後の配分先が国衙段階で既に意識されていた事を指摘しており興味深い。銅付札の宛先については、既に八木充氏や佐藤信氏によって考察がなされているが、若干見解が異なる点について述べておきたい。なお八木氏は木簡にみえる宛先を「配分先」としている。しかしこれらの銅は各宛先に支給されたもの、宛先からの働きかけによって納入されたもの、いずれのケースも想定できるので、本稿では一方的な割り当てを想起させる「配分」の語は用いず、「宛先」もしくは「宛名」の語を使用することにする。⁽³⁸⁾

まず、国家の採銅を推測させる宛名には「大殿」(前掲⑥)、「掾殿」(22)、「少目」(23)がある。

(22) 〔掾殿カ〕

・〔V□□五百□×

(*) (118)・35・6 039 [長登三八七]

(23) 〔<少目殿九十三斤

・〔> 枚二

139・40・6 032 [長登一九二]

「大殿」は、墨書土器の「大家」の用例と同様に、具体的な人物名を示すのではなく、直接関係する責任者つまり採銅所を統括していた人物を示すと思われる。また、掾・少目宛の付札が各一点、掾へ進上した銅の総数を列記した大型の集計簿木簡もあり(前掲⑧)、彼らはそれぞれ長門国の掾と少目だと考えられている。『延喜民部式』上では長門国は中国であり、本来大・少目は規定されていないが、平野博之氏によれば天平九年「長門国正税帳」(『大日本古文书』二一三三)に「少目」の文字が確認でき、この時期に少目が存在していた可能性は十分に考えられるという。⁽³⁹⁾

しかしこれらの銅が、官司としての国府に送付されたものか、掾・少目個人に充てられたものかは判断が難しい。木簡(8)に記された「朝庭不申銅」は「朝庭に銅を申さず」もしくは「朝庭に申さざる銅」と読むのであろうか。このような「朝庭」の用法は『続日本紀』や「正倉院文書」を含めてほとんど見られないが、国家ないしは「官」の意味で用いられていたものと考えておきたい。もし国家的要請による銅の進上ならば、掾や少目など個々の国司を宛先にすることはなく、長門国、もしくは次に示す付札のように鑄銭司などの具体的官司名を明記するのではないか。

(24) 〔V□□郷銭司料□×

(112)・(28)・5 039 [長登三八五]

そうすると集計簿にみえる銅は、掾個人に宛てたものであったこととなる。掾としての職務の対価であったか、個人的な入用であっ

たかはこの木簡だけでは判断できない。いずれにせよ、進上された銅の量が一トンを超える膨大な量であったことが注目される。

また、「豊前門司」宛の付札一四点が出土している。豊前門司は瀬戸内海交通の要所であり、延暦一五年（七九六）以前には西海道諸国の津から出航する船は豊前門司での検察を必要としていたとい⁽⁴¹⁾う。八木氏は豊前門司を通じて、豊前国府や大宰府にも銅が流通したと指摘している⁽⁴²⁾。しかし、その他の宛所が個人名など具体的な宛先を示しているのに対し、豊前門司に限って仲介官司、ないしは經由地を示すだろうか。もちろん、その後の二次的な流通を意図して述べられた見解だと思⁽⁴³⁾うが、この場合は豊前門司そのものが、銅の送付先であつたと考えるべきであろう。

宛名が個人名「家原殿」「□笠殿」「靱マ」などの場合も、これらの銅が支給されたものか、宛名の人物が私的に長登銅山から購入した⁽⁴⁴⁾ものか、いずれの可能性も考えられる。

(25)・「家原殿廿四斤枚」

・「額田部龍万呂四月功」
上□

142.26.7 032 [長登一八四]

「家原殿」を宛先とする木簡は六点出土しているが、具体的に誰を指すかは不明である。夫左大臣多治比嶋の死後、貞節により連姓と封戸を賜った家原音那の可能性を指摘する説もある⁽⁴⁵⁾。製作者としては他に「靱部」「大田部」などがみられ、「額田部」は長登木簡に

多く見える姓で、銅駄馬を列記した歴名木簡にも複数の額田部姓の工人が記されている「長登三三八」。また「周防国正税帳」に天平一〇年（七三八）一〇月耽羅嶋人の部領使として上京の途中、周防国を通過した長門国豊浦郡擬大領正八位下額田部直廣麻呂がみえており、長門国に分布する姓であつたようである。

(26)・「節度使判官犬甘卅斤枚」

・「額田部□□□四月功」

139.3.1.9 032 [長登一〇一]

七道の節度使は天平四年（七三三）八月に任命され（『続日本紀』天平四年八月丁亥条、「出雲国計会帳」（『大日本古文書』一一五八九）では天平六年五月に「節度使下山陰道状」とみえる。山陰道長官は従三位多治比縣守であり、判官（定員四）の一人に外従五位下巨曾倍津嶋がいた（『続日本紀』天平四年八月丁酉条）。「犬甘」は不詳だが、「縣犬養」「犬養」「若犬養」の可能性が考えられる。天平九年に従六位下出雲掾とみえる縣犬養宿禰黒麻呂であろうか（『大日本古文書』一一六一）。

このように見ていくと、長登で採掘され冶鍊された銅は国から支給されるもの、私的に入手したもの、その供給過程としていずれの選択肢も想定できるが、現時点で出土した木簡では両者の分別をつけることは不可能である。しかし生産地域がごく限定される特殊な産物ではあるが、古代の官営採銅所において官採された銅にも拘わ

らず、官司だけでなく個人宛に提供されていた点が注目される。

3 古代における銅の流通

銅の中央進上については、前述の「丹裏文書」に長門国から造東大寺司への輸送の記録が残っており、一括して船で運ばれたことが知られる。これらの銅は国から支給されたものではなく、東大寺が必要に応じて購入したものであろう。例えば天平勝宝元年（七四九）八月から同二年七月までの上日帳によると、大仏造営とほぼ同時期に造東大寺司の経師が「買銅使」「銅使」「使銅」となっていることがみえる。

大伴連蓑麻呂
八月 不 九月 不 十月 買銅使 十一月 日十 夕八（後略）

〔大日本古文書〕「経師上日帳」三二（八九）

上毛野公伊加万呂
八月 銅使 九月 不 十月 使銅

〔大日本古文書〕「経師上日帳」三二（九五）

八月は上毛野公伊加万呂が銅使、一〇月は大伴蓑麻呂が買銅使、伊加万呂が使銅とそれぞれみえ、「買銅使」とは銅の購入に関わる使者であつたと推測できる。この使者の派遣先は不明だが、長登の銅が長門国を経由して船で運上された時期とも重なり、この輸送に付き従った使者であつた可能性が高い。

さらに長登木簡の同時期の史料として、天平六年（七三四）の興福寺西金堂の造宮・造仏関連帳簿とされる「造仏所作物帳」⁽⁴⁵⁾では、

必要な銅の用途と重量を列記するとともに、銅の購入量とその直について記す。

買生銅九百十四斤 五百七十斤、ミ別五十四文、
直銭 三貫一百六十四文（大日本古文書）一五五六

このように天平年間頃には、銅の購入が実際に行なわれていたことがわかる。銅によつて価格差がみられることは、銅の「上束」「中束」などの品質差によるものだろう。

長門国から銅を購入した明らかな例として造法華寺司があげられる。

（前略）
調布二百卅二端（以下、入手の内訳）
用一百端九十七端（以下、用途の内訳）
残卅五端
五端（中略）並在院檜皮葺正蔵、
卅端銅買価、遣長門未_レ来
（後略）

〔大日本古文書〕「雑物請用帳」四四六八（四七一）、二五三二六（一九再収）

天平宝字四年（七六〇）～五年頃、所有していた調布の残部三二端のうち三〇端を銅買価として長門国に遣わしたが未だ銅は到来していないという。布を銅の代価とすることからもわかるように、都所在の東大寺や造法華寺司などが長門国を経由して銅を購入していた。

中央の貴族の場合はどうであろう。長登木簡に太政大殿宛の銅付札があり、この太政大殿は故藤原不比等に比定されている。

(27) 「く太政大殿□□首大万呂 上□

五十二斤枚二」

164・29・8 032 [長登四六九]

佐藤信氏は次の東大寺で出土した木簡と并せて考察し、「太政大殿」つまり不比等宛ての銅が、光明皇后の皇后宮を経由して、東大寺に送られたとする⁽⁴⁶⁾。

(28) 「自宮請上吹銅一万一千二百廿二斤

「自宮宮宮□□宮足 宮足 宮自□□」

・「

□□□□

嶋□人

預大

□□□□

□□□□

(218)・32・2 019 [防災一七六二]

長屋王家木簡から、貴族邸では鑄所を設け、銅製品を製作していたことが知られるから、不比等邸（光明子が伝領・管理していたか）にも鑄銅の付属施設があったと推察できる。光明子から東大寺に銅が進上されたとすれば、長登銅山で太政大殿下に送られた銅との関係も推測されよう。東大寺大仏建立の原料となる銅を光明子だけでなく、他の貴族が貢納していた可能性は十分考えられ、「家原殿」や「□笠殿」が都の貴族であれば、彼らもその候補者となりうる。長登採銅所で製鍊された銅は、基本的には国家に収納されるものとみられるが、造寺司、有力貴族の需要も看過できない。そして、これらの銅が採銅所の存在する長門国と直接取引されることもあつ

た。先述したように採銅所で宛先が認識されていたことから、諸処からの要望に応じて、銅製鍊が実施されていたと考えるに到る。つまり、採銅所での採掘および製鍊量については、ある程度計画的に作業が行なわれるという、いわば受注生産のようなシステムが取られていたと思う。

そして都に輸送される際に銅に付けられていた木簡こそが、長登で出土した銅付札A、および東大寺で出土した銅付札であったと考えられるのである。

三 銅付札Bと工人の労働評価

では、送付されることなく採銅所で廃棄された銅付札Bは、いつ、何の目的で作成されたのだろうか。結論から言えば、この銅付札は送付先および技術者の成果管理のために改めて作成され、付された札であったと思われる。

銅付札Bは、ほぼ同じ大きさおよび形状をもち、厚みも六〜八ミリと通常の木簡よりも厚い、かなり頑丈で定形化された木簡である。文字もはっきりと書かれており、この木簡が採銅所で重要な役割を果たしていたことは容易に想像できる。

各面の使用目的として次の二点が考えられる。
第一の目的は、先に述べたように、冒頭に宛先が記されることか

ら、銅インゴットを宛先別に分類することである。採銅所で外された後、複数の記録作成に用いられたと考えられ、例えばCの大型の歴名木簡がその集計帳簿に該当する。

第二の目的は、各工人の「功」が明記されたことから、工人の出来高の管理をするためのものであったとみられる。長登採銅所で働く工人の功に対しての対価は不明である。銅山で働く鑄工やその他の技術者がどこから差発されたか、またその身分によって内容が明らかになってくるだろう。

一般に「功」とは雇用労働力などに対応する語だが、労働成果に對して功銭や功食などの「功直」が支払われた（給付）ことが知られる。⁽⁴⁸⁾ 銅付札Bの「功」は、製銅の成果を意味するものであり、「〇月功」とあることから、「銅〇斤」、「枚〇」が工人の功として月単位で集計されたことがわかる。安曇石田のように「功外」の記載もあり、全ての製銅が功になったのではないようである。

(29)・「く卅七斤枚一」

・「く安曇石田功外」

134・28・5 032 [長登八五]

長屋王家木簡でも「功」に関する木簡が出土している。

(30)・「移務所山背御田芸人功卅六常田刈人功」

・「〇」
扶 月 從廣足

224・(20)・3 011 [平城京一六〇]

(31)・「寺人功」
〔造カ〕

・「長一丈三尺」

(111)・(30)・4 081 [平城京一四六四]

造東大寺司では、木工・鉄工の功が毎月の告朔で報告されており〔造東大寺司告朔解〕〔大日本古文書〕五―一八八―二〇一など、また〔画師行事功銭注進文〕〔大日本古文書〕四―二六四―二七二では彩色画師らの彩色枚数と対応する功銭の文数が申上されている。櫛木謙周氏によると、食料が人に対応するのに對し、功直は仕事や技量に對応するという。⁽⁵⁰⁾ 「上」「中」「上束」と記載されたのは、製銅の質も「功」の一部となっていたためだろう。

銅付札Bは「正倉院文書」の諸例と同様に、鑄工の勤務成績管理に使用されたとみられる。採銅所における採掘量、生産量、輸送先、工人の勤務・功直などは、長門国によって管理されていたが、全ての処理が長門国府で行なわれていたのではなく、美祢郡家、採銅所（政所と称したか）⁽⁵¹⁾ において、実質的な指導や管理が行なわれていたようである。この銅付札は、一つで必要な情報を網羅しており、ほぼ同じサイズに成形することにより、木簡そのものの扱いも簡便なものになっていたから、山地に所在する官営工房で使用するのに適した木簡であったろう。

ところで銅の輸送にあたっては、各宛先に送付したという「記録」が国府に申上されていたと考えるのが妥当である。木簡自体は採銅所で廃棄されていることから、長登で出土したものと異なる木

簡や、もしくは「紙」にまとめられた帳簿が、国・郡へ送られたことを想定しなければならない。特に工人の「功」の評価を示す帳簿木簡がみつかつていないことから、工人の成績の帳簿に関しては「紙」の使用の可能性も高いのではなからうか。

最後に採銅所で働く工人の性格を明らかにするにあたり、重要な問題を提起する「調銅」および「未選」記載の木簡について言及しておきたい。

③2・「く調銅八十五斤枚三」

・「く未選」

121・27・7 032 [長登三三九]

③3・「く調銅百七斤枚三」

157・33・9 032 [長登五五七]

神護景雲二年（七六八）に長門国豊浦・厚狭郡などからの調銅が停止されるまで、調として銅を貢進することが認められていたが、この木簡によって天平年間前半における、調銅貢進を確認することができる。一人あたりの調銅貢進量の規定はないが、同じ鉱物である鉄の場合は十斤であるから、この付札の銅量八五斤、百七斤がそのまま一人ずつの貢進量とは考えられない。よってこの付札は、複数の未選身分の調銅を合わせたものといえる。例えば調鉄や調鉄の場合、正丁一人の負担額ではなく、便宜上の個数ごとにまとめて貢進されていた。⁽⁵⁴⁾

③2木簡から、長登採銅所には「未選」身分の人々が存在し、技術者の中には造東大寺司や造石山寺所のように、勘籍を受ける者がい

たことが指摘されている。⁽⁵⁵⁾しかし、必ずしもこれらの木簡は、長登採銅所に「未選」官人が存在したことを確認するものでない点に注意しておきたい。参考として次の銅付札をあげる。

③4・「く官布直九十二斤枚一」

・「く膳大伴廣玉女 上」

150・31・6 032 [長登三三九]

「官布」の直として「銅九十二斤」が記載されている。⁽⁵⁶⁾女性である廣玉女には調庸布の納付の必要はないから、採銅所ないしは上部の官司が購入する官布の直として製鍊させた銅であり、その銅の製鍊担当者が、たまたま廣玉女であったと考えるべきだろう。このように鑄工者と宛先にはその銅の製鍊を担当したという事実以外の相互関連がないケースもあるようである。

そこで銅付札の宛先と製作者に相互関連性がない可能性を考慮に入れると、未選身分の工人が自分自身の調銅を、自ら製鍊したものではなく、採銅所、あるいは長門国が必要とした調銅量を、採銅所に依頼して製鍊させたという理解が成立つ。調鉄、調鉄や布が、郡郷里を単位に官営工房でまとめて納入されていたことも傍証となる。

勿論、採銅所での未選身分の者の存否を直接示すものではなく、その判断には慎重にならなければならず、実際には未選工人が存在した蓋然性も高いと思う。そこで仮に未選身分の者が長登採銅所に存在したとすると、以下のように考えられる。

「未選」の文字は地方出土の初例であり、年代的にも「正倉院文書」の初見天平一〇年（七三八）を遡るものである（大日本古文書七―一八三―四）。造東大寺司や写経所において「未選」と呼ばれる人々が写経生や画師、雑任クラスの身分で従事していたことは周知であり、野村忠夫氏は「未選」とは国家的造営・写経事業の拡大に伴い広く民間から集められた技術者などであり、考選対象とはならない人々と規定する⁽⁵⁷⁾。長登採銅所における労働者には仕丁、厮丁らが確認でき、「額田部」「美祿」「凡海マ」など長門周辺地域から徴集されたと推定しうる氏名の人々が多くみえる。一方「未選」官人には本司を持つ者もあり、採銅所若しくは国郡衙が技術者として採用した人物であり、在地徴集者とは区別されるべきものである。

『日本三代実録』貞観五年（八六三）一〇月二日辛酉条では「制。長門国採銅所雑色四人預_二於勘籍_一。」と長門国採銅所の雑色四人が勘籍に預かつており、『延喜式部式』上にも同様の規定がある。また『日本三代実録』仁和元年（八八五）三月一〇日乙丑条の太政官処分に「破銅手」「堀穴手」などの技術専門者がみえることから、専門的技能を有すると推定される「未選」の人物は将来的に勘籍に預かり位階を有する官人と成り得たのであろう。

このように長登で働く工人達にはいくつかの階層があったと思われる。彼らの労働状況が、銅の集計段階において重量や枚数とともに把握され、付札形式の木簡で管理されていたこと、そして政所と

称する採銅所において、彼らの功の処理の一部が行なわれていたことが判明した。貞観五年の勘籍制度が八世紀まで遡るかは判然としないが、採銅所で働く工人などに官途が開かれていたとすれば、中央・地方を問わず古代官営工房における工人の雇用を考える上で、改めて重要な視点となるだろう。

おわりに

長登銅山跡木簡の銅関連木簡の機能についての考察を踏まえ、次のように各木簡を定義付けておきたい。

- A 個々の銅に基本情報を付加するもの（銅付札A）
 - B 個々の銅に複数の情報を付加するもの（銅付札B）
 - C 銅の宛先別の出来高を記録するもの（宛先別出来高集計簿木簡）
 - D 製作者ごとの生産を管理・記録するもの（個人の出来高帳簿木簡）
 - E 複数の製作者の生産を管理・記録するもの（複数の工人の出来高帳簿木簡）
 - F 件数の多い情報の記録、もしくはC～Eのための下書き（横材帳簿木簡）
- これらの木簡は図2で示したように、まず製錬直後の銅に付札A

が、保管集積過程で付札Bが付けられ、さらにこのBをもとにC・Fの木簡が作成された。すなわちA・Fの木簡は単体で利用されるだけでなく、複数の形態の木簡が有機的に使用されていたといえる。

このうち銅付札Aは、その多くが製鍊された銅とともに消費地に移送されたと考えられる。長登で出土した製銅関連木簡は、原則として「移動しなかった木簡」である。通常、調庸や貢進物に付けられ「移動していった木簡」を、国郡衙やその他官営施設などの生産地側で見出すことは難しい。しかし、この銅付札Aはまさしく銅とともに生産地である採銅所から「移動した木簡」の残存例として検出できる。そして東大寺で出土した銅付札も、この銅付札Aとの類同性から生産地（長登）で付けられた可能性も高いのではないか。

そして最も出土例の多い銅付札Bは、銅とともに消費地に進上されるのではなく、付けられた当初から採銅所で外すことが決められた、「移動しない木簡」であった。つまり、生産作業の過程における使用が、この木簡の主要な用途であったのであり、隘狭な山中の採銅所での製鍊銅を管理する上で、銅の宛先・製鍊量・工人の功という必要な情報を全てそなえた、非常に合理的なものであった。とりわけ、工人の勤務成績管理のための台帳としての役割を評価しておきたい。

さらに銅付札Bに記された宛先から、長門国と都を結ぶ銅の流通過程も推測可能となった。「正倉院文書」に東大寺などの造寺司が

長門国から銅を購入した記事があるが、まさしくこの長登銅山の銅が出荷されていたことが木簡から裏付けられよう。この採銅所で官採された銅が、東大寺や貴族などの私的な需要に対応していたことは、古代官営工房経営の新たな視点となるだろう。そして既に長登で銅の宛先が認識されていたこと、同一の地域出身の鑄工によって同一の宛先の銅が製鍊されていたことから、採掘・製鍊が必要にに応じた計画生産であった可能性も指摘したい。このように、長登銅山遺跡の発掘や出土した木簡によって、八世紀前半の国家の採銅事業が明らかになりつつある。

本稿では、銅の生産に使用された炭関連の木簡や、工人に支給された食料についての木簡、そして採銅所経営に直接関わる「符」木簡について検討することが出来なかった。これらの木簡を踏まえて、採銅所を含めた古代官営工房の経営を考察することが、今後の課題であろう。

註

- (1) 長登銅山遺跡については正式報告書が出されている。『長登銅山跡Ⅰ—古代製鍊銅遺跡・発掘調査報告—』（山口県美東町教育委員会、一九九〇）。『長登銅山跡Ⅱ』（同、一九九三）。『長登銅山跡Ⅲ』（同、一九九八）。また『長登銅山跡出土木簡図録—古代の銅生産シンポジウムin長登 木簡展—』（以下『図録』とする。美東町教育委員会、二〇〇二）には、木簡の写真が多く掲載されており有益である。出土木簡については『木簡研究』（二三、一九九一。一四、一九九二。一八、

一九九六、一九九七、一九九七、一九九九）で報告されている。本稿では最も新しい見解である『図録』の釈文を使用した。適宜『長登銅山跡』ならびに『木簡研究』の釈文にも言及している。また『図録』のみに掲載される木簡については、本文中の釈文の下に（*）を印す。なお、木簡の番号は長登木簡の通し番号を用い、〔長登一八二〕などと記す。

- (2) 長門国の採銅については、葉賀七三男「古代長門の銅生産について」(『山口県地方史研究』五〇、一九八三)。池田善文a「古代長門国採銅所の予察」(『山口県地方史研究』四八、一九八二)。同b「古代産銅地考」(『坂詰秀一先生還暦記念論文集 考古学の諸相』坂詰秀一先生還暦記念会編、一九九六)など。

- (3) 長門鑄銭司に関する論文は多いので、本稿で参照した論考をあげておく。八木充a「山陽道の銅産と鑄銭司」(『福尾猛市郎編『内海産業と水運の史的研究』吉川弘文館、一九六六)。同b「銅と鑄銭司」(『新版古代の日本4中国・四国』角川書店、一九九二)。榮原永遠男a「鑄銭司の変遷」(『初出一九七七』)。同b「日本古代銭貨の鑄造組織」(『初出一九七九』(いずれも『日本古代銭貨流通史の研究』塙書房、一九九三)など。また、銭と長登銅山の銅鉛の分析結果については齋藤努「日本の銭貨の鉛同位体比分析」高橋照彦「日本における銭貨生産と原料調達」(いずれも『国立歴史民俗博物館研究報告』第八六集、二〇〇一)を参照されたい。

- (4) 『大日本古文書』二一・一五〇一。長門国鑄銭司の官員構成は次の通りである。

長門国鑄銭司判官従七位下 藺田首八嶋
主典従七位下 大宅首佐波
民領少初位上 賢土師連忍勝
少初位下 高安主村三事

長官は不明だが五位官人が任命されていたと考えられる。

なお『大日本古文書』では「正税帳」とするが、早川庄八氏の指摘に従い「郡稲帳」とした。早川庄八「公廩稲制度の成立」(『日本古代の財政制度』名著刊行会、二〇〇〇、初出一九六〇)。「播磨国郡稲帳」記載の鑄銭司については、榮原a・b註(3)論文参照。

- (5) 池田善文c「古代銅製錬の実態と若干の問題点」(『長登銅山跡Ⅱ』註(1))

- (6) 八木充c「奈良時代の銅の生産と流通―長登木簡からみた―」(『日本歴史』六二、二〇〇〇)。

- (7) 『図録』では削屑を含めて二〇三本の釈文が示されている。

- (8) 八木c註(6)論文。同d「長登木簡からみた古代銅生産」(『長登銅山跡Ⅱ』註(1))。同e「県史講演録 木簡から古代を読む」(『山口県史研究』八、二〇〇〇)。

- (9) 佐藤信a「長門長登銅山と大仏造立」(『出土史料の古代史』東京大学出版会、二〇〇二)。同b「律令国家と銅―長門長登銅山と大仏造立―」(笹山晴生編『日本律令制の構造』吉川弘文館、二〇〇三)。

- (10) 付札に関する最新の見解として『日本古代木簡集成』(木簡学会編、東京大学出版会、二〇〇三)を参照されたい。なお付札木簡については本稿で直接触れたものの以外に、以下の論文を参照した。館野和巳「荷札木簡の一考察―貢進物の保管形態をめぐって―」(『奈良古代史論集』第一集、一九八五)。寺崎保広「木簡論の展望―文書木簡と荷札木簡」(『新版古代の日本10古代資料研究の方法』角川書店、一九九三)など。

- (11) 狩野久「木簡」(『日本の美術』一六〇、至文堂、一九七九)。今泉隆雄「貢進物付札の諸問題」(『古代木簡の研究』吉川弘文館、一九九八、初出一九七八)。

- (12) 今泉註(11)論文。なお、今泉氏は論文を著書に再録するにあたり、

郡より下の郷段階で作成した荷札があることを認めておられる。

- (13) 東野治之「古代税制と荷札木簡」(『日本古代木簡の研究』塙書房、一九八三、初出一九八〇)。

- (14) 渡辺晃宏「長屋王家木簡と二つの家政機関」(『奈良古代史論集』第二集、一九九一)。森公章「長屋王家木簡三題」(『長屋王家木簡の基礎的研究』吉川弘文館、二〇〇〇、初出一九九六)。勝浦令子「長屋王家の米支給関係木簡」(『木簡研究』二二、一九九九)など。

- (15) 山口英男「帳簿と木簡——正倉院文書の帳簿・継文と木簡——」(『木簡研究』二二、二〇〇〇)。

- (16) 八木c註(6) 論文。

- (17) なお、宛先や用途のみを示すもの、工人名を記載しない銅付札も複数存在する。表1では「その他」としたが、大きく分類すれば銅の基情報に記すものとして銅付札Aの範疇に入れることも可能である。

- (18) 銅の重量は、正倉院銀壺の計量により推定すると、一斤 $\approx$ 約一八〇匁(六七五g)にあたるという。中井一夫・和田萃「東大寺大仏殿廻廊西地区」(『木簡研究』一一、一九八九)。

- (19) 狩野註(11) 書、館野註(10) 論文。造東大寺司関係品と考えられている正倉院宝物の木綿付札は物品名を記載するが、銅付札とよく似た形態であるので参照されたい。

・「知識木綿十斤」

・「勝寶五年六月四日検定」

135.31.3 033 図装二ノ八

杉本一樹「正倉院の木簡」(『日本古代文書の研究』吉川弘文館、二〇〇一、初出一九九〇)。

- (20) 註(1)『木簡研究』一九。

- (21) 高島英之氏は〇三二型式木簡について、宮殿・官衙内などにおける物品の整理・保管を目的とする付札は、装着にもそれほどの堅固さを要さなかったという。この点で、銅付札の特殊性がうかがえる。高島

英之「物品付札の形態——平城宮・京跡出土の資料を中心に——」(『古代出土文字資料の研究』二〇〇〇、初出一九八七)。

- (22) 八木c註(6) 論文。『図録』解説。なお、「借子」「斯」の身分については、c論文で八木氏が言及しているので参照されたい。

- (23) 銅を量る場合は、大を用いることになっていたが(『養老令』雑令2度地条)、大隅垂希子氏によると「正倉院文書」などの実例から、銅の計量の場合、大小いずれも使用されていたという。大隅垂希子「奈良時代権衡制度に関する一考察——大小制の問題を中心として——」(『計量史研究』一三、二〇〇一)。なお、銅付札Bに大小の区別が記される例は見出せない。

- (24) 「天平五年」は、銅関連の木簡の中で最も新しい年紀である。ただし下部破損のため「五」の文字を読み取るのは難しい。なお「天平五年」の年紀は庸米付札木簡「長登二七五」にみえる。

- (25) 当時の一月あたりの銅製錬量は不明であるが、製錬した生銅をさらに治熱する場合の功数について葉賀七三男氏は、「造東大寺司告朔解」で報告された天平宝字六年(七六二)二月中の作物・雑工散役として「治熱生銅九千五百斤 功九百廿人」(『大日本古文書』五——二五、同三月中に「治熱生銅一千五百六十斤洗銅一千二百斤 功二百廿八人」(同「五——一八九)とあり、治熱の功はそれぞれ一〇・三斤(葉賀氏は一〇・四とする)、二一・一斤になると指摘する。単純に計算すると、一人あたり一カ月で約三百斤強の治熱が可能であったことになる。原料からの製錬は治熱より低量であったと考えるならば、おおよその一カ月の製錬量の限度が推測できるのではないか。葉賀七三男「生銅」(『日本鉱業会誌』一〇三三、一九七九)。

- (26) 渡辺・森註(14) 論文。

- (27) 界線については、のちに上下を割截して物差に再利用したものとす。但し界線の幅は必ずしも均一ではなく、使

用目的に合わせてつけられたものであろう。

(28) 森註(14) 論文。

(29) 山口英男 b「記録関係木簡」(註(10))『日本古代木簡集成』解説。

(30) 銅の現物は生産現場から直接輸送されたとみるほうが合理的だが、少なくとも書類上では、所管の郡ならびに国府を経由して各宛先に納入されたものと考えられよう。

(31) 東大寺出土銅付札については正式報告書『東大寺防災施設工事・発掘調査報告書 発掘調査篇』(以下「防災」と略。奈良県教育委員会、二〇〇〇)がある。なお、木簡の番号はこの報告書の番号に準拠し「防災一七二五」と表す。

(32) 中井一夫・和田萃「東大寺大仏殿廻廊西地区」(註(18))。

(33) 「防災」八・九頁。平松良雄・鶴見泰寿「東大寺」(「木簡研究」二四、二〇〇二)。なお「製鍊」と「精鍊」の語は、前者が原材料から銅を取り出す過程を指し、後者は「製鍊」済みの銅を、更に純度の高い銅にするための作業を意味する。よって、東大寺の鋳所は「精鍊」を行なう施設である。

(34) 註(18)「木簡研究」一一。

(35) 「防災」四〇一頁。

(36) 彌永貞三「古代史料論—木簡」(『岩波講座日本歴史』二五、岩波書店、一九七六。東野註(13) 論文。

(37) 中西康裕「交易雑物について」(『ヒストリア』一〇一、一九八三)。

(38) 山口英男氏は、配布先を示すことが木簡作成の一次的な目的ではないこと、最終的に製銅地(長登)に残され配布先に送られたものではないことから、「配分宛先木簡」という呼称は木簡の性格を示す上で適切ではないとする。山口 b 註(29) 解説。

(39) 平野氏は少目の増員を養老五年(七二二)の長門按察使設置を契機と考える。平野博之「長門国の等級について」(『九州史学』七四、一九

八二)。なお山田英雄氏は、天平宝字五年(七六二)とみられる「官人歴名」(『大日本古文书』十五—二三)に少目がみえていることから、この時期に上国或いは大國に昇格したとする。山田英雄「国の等級について—延喜式まで」(『日本古代史攷』岩波書店、一九八七、初出一九六〇)。

(40) 「木簡研究」一九では「吉俣郷」とするが、「図録」では「二〇」(「俣カ」とする。写真では、最初の文字の横棒二本線は確認できるものの、いずれの字かは判断できかねる。「吉俣郷」は不詳だが「きつまた」や「かつまた」と読めるとすれば、「和名類聚抄」周防国佐波郡に「勝間 加都萬(かつま)」とあり、これに該当するか。勝間は周防国府所在地(現防府市の中央部)にあたる。木簡記載の「銭司」から、銭の製作場所があったと推定できるが、現在確認されている周防国鑄銭司とは場所が異なる。長門鑄銭司は現下関市長府に確認されているが、当該する「銭司」が長門鑄銭司ではなく、他に存在していた可能性も否定はできない。『和名抄』には長門国美祢郡賀萬郷がみえる。「二俣郷」も不詳だが、周防国都濃郡(現周南市大向)の式内社に「二俣神社」が見える。また現在の地名として、宇部市二俣瀬(ふたまたせ。長門国厚狭郡域)があるが、いつまで遡るかは不明である。『和名抄』の厚狭郡二處(布多井、大津郡二處と関連するか。

(41) 「類聚三代格」卷十六、延暦十五年一月二日太政官符。松原弘宣「水上交通の検察システムについて」(『続日本紀研究』三三七、二〇〇二)。また、九世紀になると長門関津での検察も重要視され、関門海峡を通行する場合長門と豊前での検察が命じられていたとする。

(42) 八木 c 註(6) 論文。

(43) 註(1)「図録」解説。

(44) 『大日本古文书』二—一三三。廣麻呂は天平二年九月戊申藤原広嗣の乱に、官軍の精兵四〇人を率いて発渡したが、この時は豊浦郡少

領外正八位上。また同一三年閏三月乙卯に外正八位上より外従五位下に叙せられている。(いずれも『続日本紀』)

- (45) 福山敏男「奈良時代に於ける興福寺西金堂の造営」(『日本建築史の研究』綜芸社、復刻版、一九八〇、初版一九三三)。

- (46) 佐藤 a・b 註(9) 論文。

- (47) 例えば長屋王家木簡に次のような木簡がある。

・。銅造所□

・。右五人米□

(75)・(21)・2 081 [城21・25頁上

また、平城京内にも製銅関連施設があったことも指摘されており、都でも官司以外に個人的な銅の需要があったといえる。鬼頭清明「古代都城の庶民生活の一形態―平城京内の鑄銅工人をめぐって―」(『古代木簡と都城の研究』塙書房、二〇〇〇、初出一九九四)。

- (48) 八世紀の雇用状態や功直については榮原永遠男「律令国家と日本古代錢貨」(榮原註(3) 書、初出一九七二)。櫛木謙周「日本古代の『労働価値基準』」(『日本古代労働力編成の研究』塙書房、一九九六、初出一九八九) など。

- (49) 『木簡研究』一三、『長登銅山跡』Ⅱでは「卅七斤」とするが、『図録』では「卅七斤」とする。『図録』の写真をみるといずれの可能性もある。

- (50) 「日本古代における雇用関係の歴史的特質」(櫛木註(48) 書、初出一九八五)。

- (51) 「雪山政所」「雪邑」が長登採銅所の運営組織とみられ、美祢郡司から「雪邑」に充てて「符」が送られている。「長登三九七、五三七」

- (52) 『続日本紀』神護景雲二年三月乙卯条。『養老令』雜令9国内条では、鉄とともに銅の私採を公認し、生産物の調庸納を認めている。

- (53) 『養老令』賦役令1調絹絶条。

- (54) 奈良国立文化財研究所『平城宮木簡一解説』(一九六九)。福田豊彦

「日本古代鉄生産の諸様相―中世製鉄の前提として―」(『日本史研究』二八〇、一九八五)。

- (55) 八木 c 註(6) 論文。

- (56) なお、官布の語は次の木簡にも見えている。

・。伴臣廣人官布

大伴マ^[改カ]天^[改カ]。

・。□人二月廿四日

・。(*)(163)・36・7 019 [長登五五五]

- (57) 野村忠夫「官人の出身方式」(『官人制論』雄山閣出版、一九七五)。

【付記】本稿は学習院大学大学院に提出したレポートを改稿したものです。改稿にあたり森公章先生、鐘江宏之先生に御教示頂きましたこと、この場を借りて深く感謝申し上げます。